

平成22年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成22年6月22日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請 願 第 3 号	持続可能な北海道畑作農業の確立に関する請願書 （請願審査報告書）
日程第 3	陳 情 第 6 号	農業生産基盤整備の促進を求める意見書の採択に ついて（陳情審査報告）
日程第 4	陳 情 第 7 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への 復元、教職員定数改善、就学保障充実など201 1年度国家予算編成における教育予算確保・拡充 を求める陳情（陳情審査報告）
日程第 5	陳 情 第 1 1 号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情 （陳情審査報告）
日程第 6	陳 情 第 1 2 号	地方財政の充実・強化を求める陳情（陳情審査報 告）
日程第 7	議 案 第 4 6 号	工事請負契約の締結について
日程第 8		一般質問
日程第 9	意 見 書 案 第 3 号	「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等 学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書
日程第 10	意 見 書 案 第 4 号	持続可能な北海道畑作農業の確立に関する意見書
日程第 11	意 見 書 案 第 5 号	北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関す る意見書
日程第 12	意 見 書 案 第 6 号	義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元な ど平成23年度政府予算編成における教育予算の 確保・拡充を求める意見書
日程第 13	意 見 書 案 第 7 号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
日程第 14	意 見 書 案 第 8 号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 15		議員の派遣
日程第 16		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 （議会運営委員会、産業厚生常任委員会）
日程第 17		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 藤田博規君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 大崎英樹君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 津久井精一君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	前川啓一君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
企画課長	佐藤潤君
住民課長	柄崎明久君
福祉課長	吉村進君
産業課長	金川正次君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	高倉明君
農業委員会事務局長	友重誠一君
教育委員会教育課長	山本芳博君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	和田宏樹君
庶務係長	渡辺良英君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番長谷川勝夫議員及び8番津久井精一議員を指名します。

◎ 請願第3号

- 小野木議長 日程第2 請願第3号持続可能な北海道畑作農業の確立に関する請願書についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

- 松崎産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、請願受理番号、請願第3号。

2、付託年月日、平成22年6月16日。

3、件名、持続可能な北海道畑作農業の確立に関する請願書。

4、審査の結果、採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。北海道の畑作農業は、土地利用型作物を基本に、機械化一貫体系による輪作方式で大規模な経営を行っているが、平成19年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策やてん菜における交付金対象数量の上限設定は、生産者の作付意欲を喪失させるとともに適正な輪作体系を崩壊させる恐れがある。持続可能な北海道畑作農業の確立に向け、生産者の意見を十分反映した制度設計は重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第6号

●小野木議長 日程第3 陳情第6号農業生産基盤整備の促進を求める意見書の採択についての件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。1、陳情受理番号、陳情第6号。

2、付託年月日、平成22年6月16日。

3、件名、農業生産基盤整備の促進を求める意見書の採択について。

4、審査の結果、採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。北海道の農業は、農地・水等の資源保全や農産物の効率的・安定的な供給システムの整備等に努め、その結果、大規模な土地利用型の農業を展開してきた。今後においても、継続的な国の前向きな投資や担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農できる実効性の高い施策の実現は、重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第7号

●小野木議長 日程第4 陳情第7号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める陳情の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

菅谷総務文教常任委員長。

●菅谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。1、陳情受理番号、陳情第7号。

2、付託年月日、平成22年6月16日。

3、件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める陳情。

4、審査の結果、採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。へき地校が多い北海道において、標準的な教職員数の確保により教育の機会均等を保障する義務教育費国庫負担制度を維持することや教材費等の保護者負担の解消及び学校施設整備に係る教育予算の確保・充実は、重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 陳情第11号

●小野木議長 日程第5 陳情第11号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。1、陳情受理番号、陳情第11号。

2、付託年月日、平成22年6月16日。

3、件名、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情。

4、審査の結果、採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。非正規社員の割合が高い北海道においては、地域経済の維持や社会保障制度の維持・充実に係る税源確保のためにも、賃金体系改善は喫緊の課題となっている。地域別最低賃金は、過去3年間引き上げられてはいるものの、生活保護水準とは乖離しており、その解消が重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号は委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 陳情第 1 2 号

●小野木議長 日程第 6 陳情第 1 2 号地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

菅谷総務文教常任委員長。

●菅谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 9 5 条の規定により報告します。

記、1、陳情受理番号。陳情第 1 2 号。

2、付託年月日、平成 2 2 年 6 月 1 6 日。

3、件名、地方財政の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果、採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。世界同時不況に端を発した経済状況は依然深刻であり、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。特に地域経済と雇用対策の活性化が求められるなか、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、環境対策など、雇用確保と連動したこれらの施策の充実が求められており、地方財政予算においてこれら関連予算が継続的に措置されることが重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第 1 2 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 1 2 号は委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 議案第 4 6 号

●小野木議長 日程第 7 議案第 4 6 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案第46号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本案は、国の社会資本整備総合交付金事業により実施するもので、補助率は3分の2となっております。平成21年度から23年度の3年間継続事業として実施を予定し、本年2年目の事業でありまして、本年の工事は、道路改良212.48メートル、橋梁1基、護岸工309メートルとし、本年6月15日執行の指名競争入札で落札したものであります。予定価格が5,000万円以上の契約でありますので、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、工事名、二宮第1号支線改良工事。

2、契約の方法は指名競争入札。

3、契約金額は、6,268万5,000円、うち、消費税が298万5,000円でありませぬ。

4、契約の相手方は、野田・大津経常建設共同企業体、代表、中川郡豊頃町礼作別682番地2、株式会社野田土建代表取締役久世昇氏。

なお、工期につきましては、契約の日から平成22年12月20日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 工事の請負についての提案でございますが、今の説明の中で十分理解はできませんが、21年から23年までの3年間のこの工事は、当初は、これに舗装工事というのが当初予算の中でございましたが、工期が今年度の12月20日ということになりますと、舗装工事というのは次年度という理解でよろしいですか。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 私のほうから説明させていただきます。

大崎議員御指摘のとおり、橋梁工事の関係で、工期が12月20日までということになってしまいましたので、舗装につきましては冬工事にならないよう、来年度に施工したいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 ただいまの説明で舗装工事につきましては、次年度ということの理解をいたしました。

もう1点お聞きしますが、今回のこの提案については、当初予算で4,641万4,000円というのがございました。5月14日に臨時議会で2,018万6,000円ということで補正がな

されて、6,660万何がしの予算が議会で議決したものであります。したがって、次年度の舗装工事については、おおよそ、この工事の明細がちょっと定かではありませんが、どのぐらい、舗装で予想されているかについての概略、説明いただけますか。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 今年度改良いたします212メートルの分につきましては、舗装工事は約600万円程度と考えております。来年度につきましては最終年でありますので、残りの改良延長300メートルとあわせて今の舗装工事もやりたいと思っておりますので、来年度の舗装全体でいきますと、1,500万円程度になろうかと考えております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

●小野木議長 日程第8 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番大崎英樹議員。

●5番大崎議員 第2回定例会の一般質問ということで、通告をしております項目につきましては、大きく3項目でございます。まず、順番に質問をさせていただきます。

従来から問題視されております本町のメインストリートのはるにれ通り、茂岩の市街地、特にその市街地の空き店舗対策についての件でございます。

商店街の空洞化、これは従来からもいろいろと議論された内容で、空き店舗とか空き地対策を計画することは、本町の商業者の立場から喫緊の問題として私は受けとめているところであります。中心市街地ににぎわいとか、あるいは活気とか、町全体が元気になるような施策は、非常に町民は関心の深いところではないかこのように思いますが、魅力あるものでなければそれらについての実現はなかなか難しいのではないかと。

そこで、今回、旧遊戯場を購入したことによる空洞化解決策、私は、そのことについて非常に賛意を示す一人ではありますが、仮称はるにれ多目的活動センターについてお伺いをしたいと思えます。

予算要求、あるいは審議の説明でも、若干ほかの議員からも質問はございましたことについては承知のとおりでございますが、その取得した意図する目的と、その内容について、まず最初にお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁させていただきます。

御承知のとおり、市街地の活性化につきましては、これまでもあらゆる角度から検討を重ねてきたところでございます。このたび、北海道森林整備過疎債事業等により、この空き地、店舗の取得につきましては、非常に好条件で整備することが可能となりました。したがいまして、さきにも御審議いただきましたけれども、この店舗を改築し、町民の憩いの場として利活用すべきという判断をいたしました。

内容につきましては、御承知のとおり、この施設を、カラマツを利用した施設にいたしまして、この施設を通じて、町民の各種サークル活動への支援や、さらには社会的立場の弱い方々に対する就労及び社会参加のための場として提供し、なおかつ、市街地中心部におけるコミュニティバスの利用者の休憩施設、さらには野外喫茶、イベントスペースなど、地域の交流スペースとして多くの方に利用していただくことが目的でございます。これらの事業につきましても、いろいろと制限ございますが、できる範囲で、町民に親しまれ、これからも、町民がそれを大いに利用していただくことを期待しながら、目的に向かって頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 例会の初日についての予算審議の中で、いろいろと細かい点も説明いただきましたので、若干重複するところもあるかもしれません。今、町長の答弁説明の中から、若干感じ取ったものがございまして、もう少し踏み込んでお聞きしたいと思います。まず一つは、説明の中に、いろいろと補助事業をするための、できるだけ本町財政の負担を軽減するというか、あるいは利活用をするというか、本町には豊富に存在しておりますカラマツを利用すると、カラマツ材を利用するという特徴的なものが挙げられたと思えますが、このことについては、非常に私は可とするところであります。

しかし、もう一つの点で今お聞きしたいのは、当初の説明資料の中からもわかるのですが、旧遊戯場の施設を十分に活用するためには、運営というのをどこが中心的にされるのかというところを非常に関心を強くしています。その関心を持っている中に、社会的に弱い立場の方々が就労できる場を創造する、つくり出す、そして、その中にそういう方々を社会参加のベストな機会

にしたいと、これは、私は、非常にいい方向づけだというふうに理解をしているわけでありませぬ。したがって、本町の具体的なそういう組織機構、そういうものがお話しできればお聞きしたいと思ひます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 この事業の目的は、先ほども申し上げましたように、この施設は、豊頃町、さらには十勝管内で産出される間伐材等々を有効利用しようとするものがねらいでございます。利活用するメニューといたしましては、今御質問ありましたとおり、私どもとしては、町民に広く使っただけことが目的であります、今現在サークル活動をされている方々、一部は二宮の施設を使われておりますし、える夢館でそれらの方を救済することはちょっと難しいのでは無いかと考へております。える夢館は不特定多数の方々が利用されるという関係上、市街地における空き店舗の中にそのようなサークル活動を組み込んでいかかかと内部でも協議をしてまいりました。

御指摘のとおり、社会的立場の弱い方、特にそういったお子様を持っている方の親御さん方が、何人かと担当課では話を進めております。ただ、まだ施設が完全にできておりませぬので、そういった利用をされる方と十分お話し合いをしながら、私どもの行政としての目的といたしましうか、地域の方々が本当にそういった建物を利活用できるように、これからもお話し合いをしていくわけでありませぬ。今後当然、それらを使う、管理の方、また、内容等々も十分協議しなければならぬと思ひますが、今の段階では、できるだけ、先ほど御指摘、御質問あったように、そういった方々の親と十分協議しながら、また、そういうサークルがあれば、サークルの責任者と協議しながら、できるだけそういったスペースをとりながら運営したいと。ただ、ここで、こういう形で運営、ああいう形で運営という文章化はまだしておりませぬので、これから十分、建設完成までの間に、そういったものを取り組んで取り進めたいというふうに考へております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 いろいろと具体的なことを、それでは、前回の資料から質問をさせていただきたいと思ひます。提案されている中において、ただいまの町長の説明では、このサークルの中の喫茶スペース、これを、前回は、手をつなぐ親の会、サークルルーム、これは織物サークル、食品加工場、これは主に、これだけではないと思ひますが、チーズ製造、それから、オープンスペース、ウッドテラス、これらについては、何らかの町内の商工団体に催事として使わせたいというような意味合いのことを説明されたように私は聞いておりますが、施設というのは、常時開放していなければ、その施設の価値観というのがそぐわれるのではないかなという感じがいたします。これは、商売をする場合には当然開いていなければいけないわけで、これが、今までの悪い例を申し上げますと、ある曜日ではあいているが、別の曜日では閉まっていると、使用するう

えでいろいろと制限が出てきます。これはやむを得ないなと思いますが、運営についての主体的な団体がきちっと管理できなければ、いつ行ってもあいているという、そういう期待感がそぐわれた場合には、施設利用が途絶えてしまうという傾向を非常に私は危惧いたします。したがって、でき得れば、今、町長の説明がありましたように、そういう諸団体の方々の集合体の中で、運用の面において絶対に中心的にやってくださいというところを絞り切っていたいただきたいと。

それともう一つは、今言ったように、大きく五つのスペースがあるのですが、この五つの中の、本町だけのそういう諸団体でなくても、民間の方々の、そういうことの経験者、あるいは、そういうアドバイザー、あるいは、今はやりのサポーターといいましょうか、そういう方々もいらっしゃるやに私は聞いております。したがって、そういう方々とも協議をしていただいて、そういうものをきっちりとまとめて、最大公約のものをつくり上げていく、この努力をぜひとも期待したいのですが、その辺の考えは、町長いかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 もちろんこの施設につきましては、これから多くの皆さん方と協議したり、またはサークル、さらには市街地に、中心ですので、商工会の方々と協議をしたいというふうに思っております。特に、利用される方々の希望、さらには要求等もございます。また、一部、喫茶的なものも提供いたしますので、そういったノウハウを持っている団体等にも声をかけながら、できるだけ協働で、みんなでその施設を運営するような形、最終的には、当然、管理運営については行政が責任ありますけれども、できるだけ余り規制しない、みんながフリーに、リラックスして使えるような施設にしたい、いかんせん、施設が完成するまでまだちょっと時間がありますから、十分それらも協議して進めたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 ぜひともそういう方向で御努力をお願いしたいところであります。

さて、これらの施設が、冒頭、質問前に私からお話しいたしました、せつかくこういう施設が完備されて運営される、そういう中で、どうしても行き詰まりが出てくると思うのです、これは想定です。行き詰まりの想定の内容を申し上げます。

過去に、本町においてもそういう団体の方々のそういう施設を町内に設けました。そのことによって、やはりいろんな諸要素が加わって、あるいは発生して、行き詰まりの段階があった。これは閉鎖しなければならないという状況がありました。これは旧学校の施設に、当初は372万8,000円を投じて、これらについて整備したわけです。ところが、今お話ししたように、いろんな要素があって、それを閉鎖せざるを得なかった、こういうことを二度と起こさないようにしないと、町民は許してくれないと思いますので、それらについての経営運営というのは、どのような方向性で考えているのかということについて、極めて具体的なことを質問するのですが、現段階でお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 できることでありましたら、できるだけ民間というか、ボランティアの方々に運営をしていただきたいという考えを持っておりますが、今までも、どうしても、そういった長くやっておりますと、トラブルが発生したり、ある程度わがままも発生するかと思います。しかし、最終的に先ほど言いましたとおり、責任は行政ですので、そういう場合、もしそういう内容で摩擦が起きた場合については、しっかりと行政が中に入って整備をして、整合性のとれる、だれしもが利用できるような施設にしたいというふうに考えています。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 そのようなお考えを理解してまいりたいと思います。

それからもう1点です。これは財源に対しての質問でございますが、今回の民間の施設の土地を取得するための町の出費、これはかかりました。それから、過日、25日の入札で、設計事務所の設計料も、これも議会で予算化いたしました。工事費については、先ほど何度も触れましたが、今月の16日に3,500万円という金額も議決されました。この後について、これらの提案の中の備品というのはどのぐらいかかるのか、提案されている3,500万円というのは、器であります、器の予算が3,500万円、今後については、これらのサークル的な、あるいは、御協力いただいた方々のための備品購入費というのはどのぐらい予想されるかというところをまずお聞きしたいと思います。それとあわせて、これについての運営するための管理費というのはどのぐらい想定されるのか、それから、運営母体がどのサークルになるにしても、今後についての補助金、負担金というのは、考えることなのか、あるいは、考えないでいくものなのかというところを3点ほどお聞かせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 細部にわたりましては担当課長のほうから御説明申し上げますが、基本的な考えといたしましては、これからある程度、先ほども申し上げましたが、利活用される方がどういう団体に最終的に決まるのか、また、希望があるのか、そういった団体の方と十分協議しながら、これからそういった備品、もしくは自分たちの持っているもの、町として購入してあげなければならないものは精査してあげたいというふうに思っております。

ただ、今言われました、土地を購入して、それから設計、建物等々については、もう既に予算でも計上しているから御承知かと思います。細部にわたりましては、担当者がただいま説明いたしますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 備品等につきましては、9月の議会で補正をさせていただくことを予定しており、現在、設計にあわせまして、絵の中に組み込んで積算中でございます。ですから、確固たる数字については、ちょっと明言はしづらいのでありますけれども、500万円から1,000万

円の範囲内ぐらいは想定内というように考えております。

運営費等につきましては、運営の方法等、これから各団体と細かな調整をしなければならないということで、ただし、議員おっしゃるように、核になる団体に、施設全般のトイレの清掃ですか、かぎの開け閉め、それから火気の管理、そういったことについては、何らかの形でお願いをしなければならないというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 今、担当課長からの説明がありましたが、おおよそそのぐらいの予定がされるであろうということ、これについての事前認識をやはりしておいたほうがいいなという考えで質問をさせていただいたわけです。

それで、もう一つは、どうしてもこういう生きた運営をしますから、ハプニングが起きると思います。全くパーフェクトで物事が進むとは私は考えておりません。したがって、こういうサークル体のトラブルというものは最小限にしなければいけないという意味から、やはりその管理内容というのは、五つのスペースという考えの中で、単独管理をさせるべきだと、共同使用の場合のトイレとか、風除だとか、玄関ですね、開口部と言うのですが、そういうところは、やはりこれは総体的に管理をするということになって、サークルの中で当番制にするというような考え方の協議をしてもらいたいというところを考えます。したがって、それらについての希望を申し上げたいと思うのです。

一つは、それらの管理については、当事者ができるのですが、どうしても予算的な金品についてお金がかかるというのは、これは絶対に起きてくると思います。ここで約束せよという質問ではありません。これらについての柔軟な体制を、町長、考えていくべきだということを思いますが、それらについての補助、助成、これについては、そういう柔軟性が持てるかどうかというところもちょっとお聞きしたいのです。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 基本的には、自分の係る経費といいたいでしょうか、自分の趣味でやるものについては、当然、自分で負担していただきたいというふうに思いますけれども、今ご指摘のとおり、共通的な経費、さらに内容によっては、どうしても自己負担ができないような可能性が生じた場合については、やはり柔軟に対応し、内部で十分検討して、できるだけ自分のものと公のものと区分していただくような方法、さらには、先ほど言いましたとおり、社会的立場の弱い方が利用した場合については、できるだけ行政で支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 その点についても理解をさせていただきました。

この施設についての最後の質問になりますが、このレイアウトを全体的に見て、施設の地形、

それから立地条件、これは、ほかの場所とはちょっと異質なものであります。この説明図にありましたように、90センチメートルも段差があるというところの施設であります。これについてのレイアウトは、これはやはり個々人の感性や思惑があるかもしれませんが、おおよそ、この件については良とするのですが、一つだけご指摘したい点があります。それは、既存の開口部を生かすというところを利用しているのですが、でき得れば、これらを利用する対象とする町民あるいは町外の方々の利便性を考えるのであれば、あえて段差のある、階段のある入り口は撤去すべきだという考えです。なぜかという、大概の施設を見ても、健常者優先の階段入り口、開口部になっていますが、その中で理解されてきているのですが、バリアフリーで、スロープを横に必ずつけています。これを、最初からスロープでよろしいのではないかという私は考えします。この件については、ちょっと細かい、構造的な内容なので、実務者のほうが、町長には失礼なのですが、どういうお考えでこれらについて詰めて町長に答申しているのかというところをお聞かせいただきたいと思えます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 最初に、私からちょっと答弁させていただきますけれども、御承知のとおり、茂岩市街という地は、山際に張りついた住宅ばかりでございます。したがって、今回の場合についても、できるだけ採光、つまり、光を取り入れることを第1に考えて、ある程度ポジションを決めました。それから、もちろん山すそですから、当然、すべての地帯が傾斜を持っております。そういった傾斜の部分も、今の現状の傾斜をできるだけ利用いたしまして設計したものであります。

ただいまありました、階段、スロープ等については、担当者のほうから御説明申し上げます。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 多分、議員がおっしゃっておられますのは、オープンスペースに進入する部分の階段のことだと思います。おっしゃるとおり、望むべくは、スロープ等で対応できれば最良かなと私どもも考えます。ただし、ここの段差を解消するとなると、全体的に土地の形状を変えなければならぬ、このままの段差をスロープに変えれば、町道の部分までスロープが延びてしまうというようなことに、直線で考えればですね、そういったことになります。できるだけ、極力経費を節減する中で、外構等についても最小限の経費でということで、正面のポーチ部分、あるいは中間地点でございます、玄関がございます、2カ所あります、こちらのほうから、車いす等、あるいは、体の御不自由な皆さんについては、出入りをして、オープンスペース等にも出入りをしていただく、あるいは、トイレ等の利用もこういった形の中でお願いをしたいということで、私どもとしては考えさせていただいています。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 この90センチメートルをスロープ化しなさいということの理解をされている

ようですが、そうではなくて、オープンスペースというのは、別世界という、別棟という、今回新築される部門になっています。ですから、でき得れば、この開口部をセンターに検討できるかできないかということを行っているのです。今結論は要りません。それとあわせて、これも平面図ではわかりませんが、どのぐらいの幅なのか、廊下幅ですね、これは車いすでも本当に気を遣わないで移動できるのか。喫茶部からトイレまで、距離的にどうなのかというところの問題点もあります。ですから、レイアウトをいろいろとお話ししますと、これは先ほど申し上げましたように、その人の感性というか思惑があるものですから、それは私の考えがベストだとは思っておりませんが、それらについて詳細に、もう少し合理的に、利便性のある、そして、利活用が容易だということ、それから、管理がどう用意ができるか、受け付けのところが、この図でいきますと左回って行くのか、あるいは、センターにあれば1カ所で決まる、あるいは、トイレに行かれた方の管理もできるというようなところも総合的に考えていただければという感じがいたします。その辺についての、まだ、微細についての検討はされると思うのですが、そういうような姿勢をお持ちかどうかだけで結構です、お聞かせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 説明させていただきます。

議員、多分、予算説明のときの概要図をご覧いただいていると思います。非常に細かい図面です。細かな延長等については記載を省いております。特に廊下部分でベンチが山形の出入りのあるベンチになっております。一番狭い部分で1メートル40から1メートル50程度、通路については確保されているということでございます。あと、それ以外の出入りの動線、あるいはトイレへの流れですとかオープンスペースとの、共有部分との関連ということについては、今この場で私お答えするには非常に材料不足でございますので、今後、何らかの形でお示しをしていきたいというふうに考えております。

なお、今ご指摘いただきましたように、検討すべき点については検討をさせていただきたいというように考えます。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 (1)は、これで終わりたいと思います。

それでは、(2)の、ほかの空き店舗とはるにれ通りの整備というところに触れさせていただきたいと思いますが、既にご存じだと思うのですが、このはるにれ通りの中で、今、空き店舗というのは、まだ数件あるのですね。旧態からあるのもご存じだと思うのですが、旧スーパーだとか、あるいは、もとの酒店というのですか、販売店、あるいは休業しておりますが、旅館もござります。それから、飲食店もちょっと、神社側のほうへ行きますとあります。お寿司屋さんも住宅兼用でやっております。そういうところの店舗、それから空き地というものもありますが、これらの建物というのは、非常に町民の方々の目にさらされていまして、いつどうなるのかという

ような期待の言葉をよく聞きます。これらについては、今後どのような対策といたしますか、取り扱いをしていったらいいのか、そういう点もお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 本来でありますと、やはり民間の方々が新たなる事業展開をしていただくのが一番好ましいと思っております。しかし、なかなかそれは現状では難しいので、町としてもできるだけ関心を持ちながら、今、努力をしているところでございます。今後、どういう形になるか、それぞれ検討中でございますが、今、市街地の中の空き店舗の1軒ですね、企画のほうで努力を重ねて前向きにその担当者というか希望者と協議をしております、非常に可能性が高い話が出てきております。ただ、これはまだ公にするわけにもいきませんし、また、それをすることによって、別に、もし障害があった場合困りますので、もうちょっと時間をかしていただければ、もちろん商工会にもかかわることでございますので、十分可能性ができた場合については、地元商工会とも十分協議しながら、それらの、私の町に入ってくる方の条件等もあるものですから、十分考えていきたいというふうに思っております。今の段階では、非常に可能性が十分ありまして、ぜひともという話も出てきております。私どもも慎重に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご支援をいただきたいと思っております。

以上でございます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 今、町長の答弁の中で、すべてではありませんが、該当するものの中で、非常に期待できるような発言がございましたので、大いにそれについては希望を高めてまいりたいと、このように考えております。

もう1点、この件でお聞きしたいのは、民間利用の場合に、この件も、今説明の件も該当するかもしれませんが、この行政、自治体、商工団体、これらの一体感というもの、やはり何が何でも不可欠な問題だと思うのです。行政は行政なりの法的な裏づけを、あるいは税制の関係も当然先行して検討されていると思うのです。ところが、商工団体というのは、利益が出るか出ないか、それには雇用が拡大するかしないか、極めて具体的な、そういうようなところに行きますが、次のことが、これはどちらにしても該当するのですが、心配事というか、これがなかなか突き破れないので、これについての考え方をお聞きしたいと思います。

これというのは何かといいますと、この老朽化した施設に対する固定資産税です。この固定資産税は、行政が購入していただいた分については、それは諸団体に借用する場合は税金かかりませんよね。ところが、民間の方がこれを購入したという段階から、登記料はかかるわ、固定資産税はかかります。現在、鉄筋コンクリートのものもありますね。それから、鉄骨造のものもあります。そういうものというのは、多分、固定資産税では、私どもの個人的な住宅の何十倍だと思います。ということで、この特例措置というのは、町長、考えられないだろうかというところのお考えをお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 町に企業誘致をする場合については、一時的にその企業誘致の条件として、町が財政支援することは可能であります。しかし、固定資産税というのは、家屋の場合については、極端に言いますと、屋根と壁があれば固定資産とみなして課税されます。まして、利用するしないは別として、個人の財産でございますので、当然、法律に基づいて課税がされるわけでありませう。ただ、自分も要らない、そういった場合については、法的手続で、多分、財産の放棄か何かすれば、詳しくはわかりませんが、そういう道もあろうかと思いますが、あくまでも、その物件が個人のものであれば、税から逃れることができないのが現状であります。

ただ、町が購入した場合については、当然税金はかかりませんが、ただ、町も目的なしで財産を求めるわけにもいかないわけでありませう。したがって、企業誘致の場合の固定資産税の減免措置等はありますが、単なる不況による空き店舗等については、いつまでも税金がかかる。そして、実際のところ、そういう課税されたところについては、非常に滞納率が高いわけでありませう。私どもにとりましても、使っていないが課税はするけれども、税金は入らない、非常に頭が痛いところなわけです。そういった問題ですので、もし、そういう空き店舗の持っている方については、使わなければ、積極的に処分するか、何らかの形で他に譲られたほうがよろしいのではないかなというふうに思っております。ただ、今までの例を見ますと、どの物件も第三者がついておりまして、なかなか自分の意思で物を処分できないのが現状という形でございませう。

今後、そういう問題についても、当然、節税だとかそういったことは別にしまして、町の担当者に相談すれば、できるだけいい方法なり何なり、また相談に乗ると思ひますが、今の法律では、私が先ほど申し上げましたとおり、減税の措置はないわけでありませうので、ご理解いただきたいと思ひます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 現状の建造物に対する固定資産税の見直しは極めて厳しいと。これは理解しているのですね。しかし、特例措置というのは、その自治体で、用途によっては、今、町長はちょっと触れているのですが、企業誘致的な本町に事業進出した場合に、この利用を、何の目的で、どのような事業計画でされるかというところの審議、審査をした中における特例措置というのは、町長ができることになっているのですが、それには、これは方法論もちょっと触れますが、現状の建物では、角の建物ですので、所有した人が、これを一部分解体して、それを再利用するかということになると、固定資産審議会というのがあるわけで、その中でこれを答申して、行政が、執行者が、町長が、これを判断すると、最終的に判を押すということは、私は可能性があるだろうというふうにも少し聞いておりまして、その辺の余地や、できれば、指導とあわせてできるかどうかということも含めて、方法論になるのですが、その辺をちょっと、少しはあるぞという期待感があれば、ちょっと触れていただきたいと思ひます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 その物件が形を変えた場合、また、一部取り壊した場合、一部改築した場合については、当然再評価いたしますので、それなりの課税ができると思います。ただ、税というのは御承知のとおり、非常に公平性がほとんどでございますので、一部の人間に減免措置ということはなかなかいかない、ましてや、税が減収されるということになれば、町民全体に迷惑がかかるというような形になります。したがって、今後、そういう問題がある場合、ゆっくり内部でも検討いたしまして、そういう減免措置ができるかできないかは別にして、打開策を行政も一緒に考えたいというふうに思っております。

ただ、先ほども言ったとおり、それらの物件というのは非常に複雑なものがありまして、行政で口出せない部分が大半なのです。したがって、今後もそういったものを十分慎重に検討しながら、町並みの活性化に努めていきたいというふうに思っています。

以上です。

●小野木議長 一般質問中ではございますけれども、11時15分まで休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大崎議員。

●5番大崎議員 先ほどに続きまして、質問をいたします。

2番目の、大津地区の津波対策についてということで、若干触れさせていただきたいと思えます。

特に最近では、十勝沖東部に、昨日もそうですが、微少ですが、地震の発生が頻繁に発生しておりますが、本町大津地区は、太平洋沿岸に位置する本町としては、直接災害を受ける位置にあるのはもう周知のことと思えます。

そこで、これはあくまでも想定ということのようですが、大津沿岸に波の高さ12メートルの大津波が想定されると、これを、一般的に500年間隔地震と言っているそうです。500年間隔ということで、ちょっと私も資料等を見せていただきましたら、前回は17世紀の初頭だそうです。17世紀にこの大津波があったそうです。ということが確認できまして、なるほどと、数えますと、何となく500年に近いのですが、そういう予兆かなという地震が日本列島のあらゆる場所に発生している。こういうことを考えるときに、やはり減災をするためには避難が大事なのだということなのですね。待機するのも、その一時の余裕があればの話です。とにかく逃げることが第一だということ、そのための避難経路の確保をどうすべきかというところの問題意識を、私は常日ごろ感じておりました。

幸いにして、本町には、現地も私は見てまいりましたが、水防拠点整備というのが開発局で今工事進行中であります。まず最初に、これらについての内容について、先ほどの本町の大津地区がそういう津波に襲われたときの対策内容と、それらについての過去の例からどう対策がなされ

ているのかというところをまずもってお聞きしたいのと、つい最近、2月28日のチリ津波がございました。その件についても含めて、それらについての検証をなされていると思いますので、そのことについて、まずお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大津の津波対策についてでありますけれども、豊頃町地域防災計画により対応しているところであります。本町を襲った大地震は、古くは昭和27年の十勝沖地震、さらには、最近では、平成15年の9月26日に発生した十勝沖地震などがあり、そのたびに大きな被害に遭ってきたところでございます。

ただいまご質問あった津波対策の件ですが、北海道が行った津波に関する調査によりますと、十勝沖、釧路沖の地震を想定したり、三陸沖北部の地震を想定したり、また、今申されましたように、500年間隔の地震を想定したり、全体では三つの地震を想定しております。特に500年というのは、500年に一度、このぐらいの地震が来るだろうという想定ですけれども、それが、もし、初年度に来れば、その年が大変な災害を受けるようなことも予測されるわけでございます。実際には、15年の十勝沖地震には2メートル50を超える津波が押し寄せ、十勝川河口付近で2名の尊い人命が失われたのはご承知のとおりであると思っております。また、去る2月27日に南米チリで発生した地震の際にも、津波警報が発令されたと同時に対策会議を開催し、直ちに災害対策本部を設けて避難勧告を発令してまいりました。避難勧告の周知については、防災行政無線や消防広報車により実施し、あわせて、職員による大津海岸、湧洞湖、長節湖、その他の施設等に情報を収集しながら、避難場所の大津コミュニティセンターに避難をさせたわけですが、幸いにして大事に至らなかったことについては、本当に安堵しているところでございます。

したがいまして、この前の地震についても、非常に職員、地域の方々、一体となって対応しておりますが、最近の報道関係によりますと、発令は早いですが、非常に解除が遅い、慎重、そのために、非常に地域の方もいつまでも一定の場所に避難をしなければならないという形になっておりまして、この問題についても、間違っても早く解除すれば大変なことになりますし、それによって、いつまでも解除できないと、地域住民の方にも大変迷惑がかかるわけです。今後、そういった対策についても十分、上層部の行政機関等々にも協議しながら、できるだけ確かな情報を得ることに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 町長の答弁では、これは過去の実績からそういうことについての予想を立てるということで、それらについての対策をされているように承ったわけですが、それでは、先ほど少し触れましたが、現在の天津地区においての水防拠点整備についての進捗状態というのは、どのようなになっているのかというところをお伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 地震については、必ず津波が予想されるわけです。津波の災害発生が予想される場合の安全確保としては、先ほど大崎議員が申し上げましたとおり、やはりいち早く遠くに、高いところに避難するのは当然であります。そのために、行政としても大変苦勞をしているところでございます。

ただ、大津地区の津波対策の課題となっているのは、非常に大津地区は海拔が低く、津波が被害地に流れ込み、避難経路が断たれたり、また、甚大な被害をもたらすことが予想されることから、避難するための道路の確保、避難場所の確保、津波流入対策の整備等の総合的な防災対策が必要であると考えております。

具体的には、避難通路として、大津市街から国道336号までの道路の整備や、大津漁港周辺からの津波流入対策、避難場所の確保として、今現在、築山の整備などが進められております。今、大津港の浚渫土砂を堆積して造成されている築山につきましても、帯広開発建設部との協議を重ねながら、避難場所としての整備をするなど、防災を目的とした利活用を検討しているところでございます。

今回の防災訓練等々も定期的に行っておりますけれども、今、大津では、自主防災組織の活動もスタートしていただいております。行政としても、非常に力強い地域の組織だというふうに考えておまして、今後とも地域の自主防災組織に支援をしていきたいというふうに考えております。

水防管理については、担当者のほうから御説明申し上げます。

以上でございます。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 大津水防拠点整備について、私から説明いたします。

この水防拠点につきましては、大津の入り口の十勝川の右岸堤防に開発局で、十勝川下流域の大水に対する防災活動の拠点として整備しているものでございます。平成20年度から3年間かけて整備することになっておまして、1年目に、基礎地盤の耐震対策を行っております。2年目、昨年ですけれども、堤防の盛土を終わらせております。3年目の今年、資材とか車両等が搬入できるように、天端の舗装等の工事を進めているところでございます。平成23年1月に工事の完了を予定しておまして、その後、防災の資材等の備蓄を行いまして完成ということになります。

内容といたしましては、資材の備蓄ヤード、それから車の駐車場、それから作業スペース、作業ヤード、ヘリポート等の整備を行うことになっております。これにつきましては、水防拠点ということですが、地震、津波のときの緊急避難場所としての利用も可能でありまして、耐震されているスペースが約800平方メートルありまして、大津の住民の方々が一時的に避難する場所としては十分可能かと思っております。ただし、高さにつきましては堤防と同じということで、

約8メートルの高さになりますので、先ほどおっしゃいました、500年に一度の12メートルという津波が来た場合には、越波することも考えられるということで伺っております。

以上でございます。

●小野木議長 金川産業課長。

●金川産業課長 私のほうから、築山に関する御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、町長、若干述べられておりますが、大津の結氷対策によって、新たな港がつくられております。その浚渫土砂につきまして、今、大津入り口に仮置きをしているというところでありまして、大きさにつきましては1万3,900平方メートルを予定し、現在のところ、11.5メートル、暫定盛土の区間が約1万平方メートル、あと、8.5メートルの区間が残りであります。これらにつきまして、今年可能であれば、そこに上がる取りつけ道路整備をしたいと。ただ、大津港の浚渫土砂については、今年発生をしないと。それから、来年度以降、航路の浚渫だとか、いろいろ出てきますので、正式に12メートルとして盛土がなされるのは23年度以降になるというふうに聞いております。私どもは、一刻も早くこれらを完成していただくように、開発に要望中でございます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 両避難所についての説明がありましたが、確かに、2003年なのですが、地震が発生したときの反省として、これは開発局が計画されたと聞いております。大津の河口、そこから1.8キロ上流が今の拠点のところ。歴代の首長は、パークゴルフ場があるところを避難所にするためのパークゴルフ場だという説明もありました。そのところの堤防側を、今、課長が説明あったような内容で整備されています。それから、河口から1.8キロですから、途中の住民は、その半分ぐらいのところから十分、徒歩で来れるような状況になっています。それから、今説明あったように、西暦2008年から3年の予定で、今年度は完成の年度だということで、工事が急ピッチに進んでいるように見てまいりましたが、そのところの完成というのでできるだけ早目にすべきだと。先ほどの500年間隔の地震ということ、これはきょうかあすかはわかりません。そういうものの備えとして、やはり関係官庁と、これは開発局、建設部ですが、そういうところと綿密な情報交換、そしてその確認が住民の安心につながると思いますので、それらについてそつのない作業を進めていただきたいと思います、このように要望するところでありまして、また、築山についても、今説明ありましたように、11.5メートル、最終的に12メートルになるようですが、私は上がって見てきましたが、あそこまで津波が来ると、大津の住民の住宅のどの辺が残るかという、大きな屋敷の屋根のてっぺんだけしか見えないことになるなということも確認してきました。

したがって、御存じのように、大津というのはゼロメートル地帯です。ましてや、チリ津波で2メートル近く増水したことによって、船があそこまでたたき上げられると、もう1メートルあったらどうなるのだろうという危機感もありました。そんなことから、ぜひともその辺の関係

の役所と、先ほど触れましたような内容で努力をしていただきたいという考えであります。

もう一つ、それに関連したことで、今後は豊頃町と開発建設部がいろんなことで協議をしていきたいという宿題があるやに聞いていますが、その辺についての内容がありましたら、具体的にいつごろ、どのような協議日程で、何をしたいということなのかというところを、わかりましたらお願いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 開発との協議等でございますけれども、私の町は十勝川の河口でございますので、河川等については切り離すことができない悩みを持っております。そういった意味で、海、川、すべてについて、常に開発と協議をしながら、いろんな問題をいち早く解決したいというふうに思っております。私どもの要望として、従前からの要望がまだまだ実現をしておりますけれども、これからは粘り強く開発と協議をしながら、町の安全対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 その件については、役所対役所のことですので、十分時間をとっていただきたいと思っております。

あわせて、大津地区の住民の方々に、これらについての、今私が提示しました、質問している内容について、どの程度大津地区の関係者にその情報を提供、開示しているかというところをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大津地区の方については、行政区長さんや漁組の方々もいらっしゃいますので、こういった災害等につきましては、当然協議をしながら対策を考えております。特に大津の地域の方々には、自主防災組織がしっかりしておりますので、非常に心強く思っております。特に大津の住民の方々については、普通の地域ですと、地震が終わればサイレンの吹鳴が終わりますけれども、その後の津波というのが想定されまして、本当に安心して暮らせる状況にはなっていないわけでありまして。そういった意味でも、これから私どもは、自主防災組織の代表の方々と十分協議をしながら、また、できるだけ支援できるものは支援しながら、協働でそういった災害に向かっていきたいというふうに思っております。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 何ゆえにこの件を取り上げたかといいますと、先ほど水防拠点避難所、それから築山の件もありました。特に12メートルの津波を想定した築山、作業残土で盛土をしていますが、この件について、会った住民の方々の御意見を、生の話をさせていただきたいと思っておりますが、将来、この築山の避難場所というのは、まだまだ改良が必要と考えられるでしょう。それは、あの状態で、ブルーシートをかけて砂袋を置いて終わるということにはならないだろうと。

現在作業通路として港のほうから車両が入って盛土をしているのですが、でき得れば、住民の方々の率直な御意見ですが、大津街道のところの角からその築山に登る通路を、将来ぜひとも考えてほしいという希望があります。当然だと思いますが、一番の最短距離ですね。浜側の住民から一番近いところということで御意見がありましたので、その辺のことも重要だと受けとめておりましたので、ひとつその辺の住民とのコミュニケーションと情報をもう少し的確に、将来の、こういうような形になりそうだとおっしゃるところを担当者からもお話しすると安心するのかなという思いをしておりますので、そういう点について、住民への情報提供とか開示ということで今質問をさせていただきました。

あわせて、2月28日にチリ津波が押し寄せてきました。この件についての反省点というか、気になったところを、現地へ入って、まず受けとめたこととお話ししますので、それについてどうあったのかということをお答えいただきたいと思います。

まず、住民把握はできていたかということが一つです。住民把握、平常時の、そのときの28日の住民把握はできていたか。

それから、そこに不在者がいるはずなのですが、不在者との連絡確認はどうあったのかというところ、この2点をお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今回の津波の発令等については、ある程度的確に、早急に対処したというふうに思っております。ただ、津波ですので、地域の方に避難を勧告して、できるだけ早く避難場所に避難するようにやりましたけれども、今御指摘のとおり、1軒1軒回っている余裕は全くございませんので、そういった面は、どうしても地域の力に頼るしかないわけでありまして。時間があるのでしたら、当然そういった行動をとれると思いますけれども、とりあえず避難をしていただく、避難した方にそれなりの食事提供をするというのが精いっぱいございまして、中には不在のところもあったかと思っておりますけれども、そういうことにつきましても、今後十分、地域の方の協力を得ながら的確に処理していきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 この件について最後になりますが、今回の、いろいろとチリ津波のことも例として挙げたのですが、これはやはり、押し寄せてくるぞという二日ないし二日半ぐらいの余裕時間というのは住民にあったのだらうと思うのです。そういう待機する余裕があったから、余り深刻にとらえてなかったと。6月18日なのですが、これは釧路の例で、新聞で発表になっていましたが、チリ津波の避難世帯の4割が帰宅していたよという見出しがありました。これは、どこでそういう調査をしたかということ、国土交通省の国土技術政策総合研究所という、茨城にあるそうですが、そういうところがされた。それは、本町の天津地区の皆さんに余裕があった、そのことによって、4割は、来ないだらうというところの安堵というか、安心感があったのだらうとい

うことですが、これは反省すべきだよというところを述べて最後にまとめてあるのですが、今回のこの地震の反省と、それから、町長が今説明している、住民の日ごろの訓練、いわゆる密度の高い対策をいろいろとやっているというふうに私は信じていますし理解しています。これを参考にして、一つの例として、地域あるいは町内ごとの個々人の訓練とか、自衛減災グループへの日常から働きかけということが要求されるのではないかと、行政にですね。災害がありますと、本部長は町長になりますので、最終責任は町長ということになってまいりますが、それらについて、最後、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、大津地区にある自主防災組織につきましては、私たちが想像する以上にしっかりしておりまして、また、住民の意識も、もちろんそういった危険性のある場所ですから、高いわけでございます。したがって、もちろん行政としては、的確なる情報なり支援をしてまいりますけれども、今の大津地区にある自主防災組織につきましては、これからもさらに力強いものになることを期待しておりますし、これからも情報を的確にそういった組織に提供していきたいというふうに思っております。行政といたしましても、地域住民の方をお願いする面が多々あるかと思っておりますけれども、今後ともご指摘のとおり、綿密に考えて対応したいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 通告いたしております3番目の内容に入らせていただきます。

口蹄疫防疫対策強化についてです。これはもう本当に新聞紙上、メディアでも発表されたり、あるいは、情報が日ごとに変化したり、あるいは徹底されているようにお聞きしておりますが、本町においても対岸のことではなく、その対策について懸念している一人であります。特に本町では、搾乳牛と肉用牛が主体であります。私のとらえている数字では、本町の全体は1万5,000頭強というふうに、この牛関係についてはとらえていますが、養豚はゼロというふうに考えてよろしいかと思うのですが、そのほかに、本町で民間の方で、数十頭の羊を飼われております。そのような中、発症して2カ月経ち、まだ終息しないという状況の中で、新しいのは18日にも、宮崎では2頭また発症しているというような報道もありました。全体で、けさあたりは27万6,000頭殺処分をしているというふうにもお聞きをしておりますが、そこで、現状の本町の実態、対策に対する実態の再認識をするために、その対策だとか対応についてお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現状と実態でございますけれども、現在、畜産業界にとって非常に大きな問題となっております、ただいま言われました宮崎県の口蹄牛のことですけれども、その経過といたしましては、本町での現在の対策ですが、去る4月20日に第1例目の感染が宮崎の都農町で確認

されたわけであります。その後、宮崎県内において爆発的な感染が確認され、国内でも未曾有の実態となっております。国は、発生農家から約10キロに設定した移動制限の区域の感染しないすべての対象家畜へのワクチン接種を行い、最終的には処分される農家の頭数も、27万頭を超える被害となったのは御承知のとおりです。現在、九州のほうでも11町村に拡大していると伺っております。

また、4月20日の口蹄疫の発症の事態を受けてから、本町としては、町の家畜自衛防疫組合、この組合は、町、農協共済、畜産農家で構成されている組合でありまして、その日に緊急会議を開催し、家畜飼養者に対し自主防疫の徹底と、家畜に異常がないかどうか、緊急的に調査を行ってきたところであります。幸いにして、本町での異常牛の報告はないということになったわけであります。

さらに、4月30日には町内の対象家畜飼養者すべてに対して、農場への立ち入り禁止看板及び消石灰を配布し、6月には踏み込み消毒槽の配付などを行ってきたところです。もちろんこの間、チラシ等も配布し、自主防衛と意識の啓発に取り組んできたところでございます。

また、町の公共施設におきましても、牧場内の立ち入り禁止の看板設置、消石灰の散布を行っておりますが、二宮牧場においては、管理棟に至る町道1,300メートル、アスファルト再生剤を散布し、車両からの防塵飛散を軽減するよう、口蹄疫対策を緊急的にやってきたところでございます。町の公の施設では、役場、える夢館、物産所においても、そのような入り口などには消毒の足踏みマットを設置しております。

ただ、イベント関係におきましては、なかなか非常に難しい問題がありまして、十勝管内でも、全道全国規模の家畜共進会や農業機械の展示など、会の延期が決まっており、各町村の畜産観光イベントも次々と中止されているような状況でございます。本町におきましても、ホルスタインのジュニアショー及び家畜共進会は中止をしたところでございます。

今後につきましても、やはり人の集まる諸行事などについては、これから十分検討していかなければならないというふうに考えております。ただ、今回開催予定のコンサート、夏まつりについては、町民中心のイベントでありますので、開催をすることで準備を進めております。

また、一番大きなイベントであります9月12日に予定しております豊頃産業まつりにつきましては、現在のところ、今、検討中でありまして、これがもし、宮崎県のほうでもまだまだ拡大がおさまらない場合については、最悪の事態も考えなければならないような形に考えております。

ただ、そういった不特定多数の客を見込むようなイベントは、これからはできるだけ慎みますけれども、余り過剰反応に陥ることも、経済効果におきましても非常にマイナスになりますので、この辺も十分検討しながら、また、関係機関と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

被害を受けられた宮崎県の家畜の農家の方々の痛み、無念さを厳粛に受けとめ、一刻も早い事

態の收拾、復帰を願っているところでございます。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 ただいまの町長の本日までの対策、対応については、本当に心から、行政並びにJAを中心とする御苦労には感謝を申し上げたいと思います。ただ、これからの問題として、この状況をどう見きわめるかというところが、判断としては非常に厳しく問われるところだと思いますが、それらについての後悔をしないためにも、現状の中でお聞きしている内容を一、二、例を申し上げまして、お考えをただしたいと思います。

実は、町長が組合長になられると思いますが、本町には防疫組合というのがあるやに聞いております。この防疫組合というのは、そういう特殊といいますか、専門業者の方々の集合で、いろいろと、こういう発症例がないときにも活動されているというふうに理解していますが、今回、これらの機関から、畜産業1軒に2袋でしょうか、消石灰ですね、それから、17団体だと思うのですが、足踏みマットだとか、それらの対策もされているように見ておりますが、これには限度がやはりあるだろうと。いわゆる資金的、財源的限度があるだろうということですが、今日まで、町長が組合長である防疫組合としては、どのぐらいの資金的な負担があったのかというところをまずお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 この自衛防疫組合は、毎年ですけれども、家畜伝染病等々の予防対策を行っており、特にそういった現場で働く共済組合の獣医さん等々に大変お世話になってそれぞれ今まで活動してきたところでございます。特に今回の様に一時的にそういった緊急性を伴うような予防対策については、どうしても予算を組む余裕がありませんので、この自衛防疫組合の役員会を開き、早急に、その資金を調達したいという考えで調達させていただいております。現在のところ、支出は約150万円を超えております。したがって、今後は、町としてもこの組合のほうに何らかの形で戻したいと。常に、自衛防疫組合は、ある程度予算を持ちながら活動をしなければならぬと。この資金の関係につきましても、そういった農家からの、御承知のとおり、手数料等々、年間事務手数料だけでも数十万円ぐらい節約して残しております。それが、10年、15年たちますので、資金としては150万円に対応できる資金は、ぎりぎりですけれども、持っていたわけでありまして。したがって、今後はこういった組織に、今までその組合から出した資金については、やはり私としては予算化して正式に、全額とは言いませんけれども、何らかの形で戻したいなというふうに考えております。また、これから予測もつかないような事態が発生した場合は、正式に予算を組みまして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 非常に、見えないウイルスに対する闘いというので、これをどう解決するかと

いうところでは難儀する内容だと思いますが、今、後半の町長の答弁の説明で、非常に確認をさせていただいたのですが、今、それについての予算化していないから、そういう組織から、そういう畜産業に、あるいは、かかわる農業者に、それらについての提供をしているということで理解はいたしました。6月17日には、道議会としても3億5,000万円ほどの、口蹄疫の感染侵入防止対策費ということで補正もされているようであります。これは、いずれまた各町村の自治体にも、それらについての予算配分があると思えますし、これもやはり期待するところではありますが、独自の考えとして、今、町長が、その防疫組合にも補てんしなければいけないし、ましてや、これについては、この間の19日の新聞でも、管内19市町村の中で実際に補正されているのが10自治体、されていないのは本町を含めて9町ということに発表になっていますので、ぜひともこの辺については、町長にこの状況を見て、補正予算というものの意思がおありのようですから、金額は別として、士幌あたりは500万円、帯広あたりは175万円ということも、どのような計算でどうなっているのかわかりませんが、少なくともその様な本町独自の口蹄疫感染の防止対策を、農業者あるいは関係者に安心できる裏づけとして考えていくべきかというところを具体的にお考えが今おありだったらお聞きしたいと思えます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 幸いにして、私どもの防疫組合が、資金がありまして調達できましたけれども、今後、拡大がおさまり、落ちついた段階でもう一度精査して、いかほど防疫組合に返すというか、町のほうでどのぐらい負担すべきかを内部で十分検討していきたいと思えます。

さらに、これからのそういった対策費につきましても、担当課と十分、また、農業協同組合もございますので、十分検討しながら、9月の議会に提案させていただきます。したがって、金額的なことはここでは申し上げることはできませんので、御承知ください。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 ぜひとも先ほどの件については前向きに前進をしていただきたいというふうに期待をするところであります。

最後の質問になると思えますが、過去の新インフルエンザ、あるいは口蹄疫やBSEについても、我々素人には考えられないような状況で病魔が発生するというような状況にあります。我々はこういう議会で、資料を提出してもらい、ある程度の学習はするのですが、一般住民というのは、ややもすると、それらについての危機感というのは薄れているだろうというふうに私は感じております。したがって、住民への啓発、身構え、こういうものの構築をどのようにするか。

例えば、茂岩の例を挙げますと、1店だけ、住民が毎日食材の購入に行きます。そのときの商店の足マットあたり、私は未確認なのですが、そういうところにもやはりセットするべきであろうと思えますし、あるいは、不特定の方が買い物に行く場合にも、そういうことは想定されるだ

ろうという考えをしますし、郵便局もしかり、あるいは本町の役場庁舎に入る前にありますマツトもそうですが、そういうところに徹底した対策をして、後悔のないような対応を本町独自でもすべきだと私は思います。そういう啓蒙というものをどのように考えておられるか、いこうとするか、その辺をお聞きして、最後の質問にさせていただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご指摘のとおりだと思いますし、特に私の町の基幹産業は農業でございまして、農業の中でも畜産業における比重は非常に高い現状でございます。不幸にして、仮に口蹄疫に感染しますと、飼養者の方々はもちろんのことですけれども、町の経済にとっても大変な影響を受けることは承知でございます。このため、これからも住民の皆さん方に、口蹄疫対策についての啓蒙の意識の高揚を図るとともに、広報、ホームページ等でも周知したいと考えております。

また、過日、建設業者の方々にも工事施行に当たり、消毒等の徹底を図るように行政からもお願いしたところでございます。今後も、ある程度宮崎県が落ちついたならば、そういった事例をとりながら、町民に飛散の厳しさをPRして努めたいというふうを考えております。

以上でございます。

●小野木議長 昼食のため、午後1時まで休憩します。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 意見書案第3号

●小野木議長 日程第9 意見書案第3号「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 意見書案第3号。

提出者、豊頃町議会議員、菅谷誠。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規、同上、長谷川勝夫、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書。

北海道教育委員会は、少子化に伴う中学校卒業生の減少から、平成18年、新たな高校教育に関する指針を策定し、公立高等学校配置計画によって学校再編を進めている。指針は、1学年4

～8学級を望ましい学校規模とし、2学級以下については、離島や通学困難地域等の特殊な事情以外は再編整備するというものである。

一方、高校への進学率が98パーセントに達し、すでに義務教育化している中で、国は「公立高等学校の授業料無償化」及び「高等学校等就学支援金制度」を制定し、保護者の高等教育に係る経費の負担軽減を図っている。

さらに、国は「都市と農山漁村の交流事業」、「地方再生や活性化」など、都市と地方の格差を是正し、均衡のとれた国土発展を目指した政策や地域主権などについても積極的に推し進めようとしている。

北海道教育委員会が示した「公立高等学校配置計画」の1学年4学級以上を望ましい学校規模とする方針は、高等教育を都市部への一極集中を促進し、実質的に地方の高等教育を排除することにほかならないと考える。これまで小規模高校を抱える自治体では、地域の学校として物心両面にわたって支援し、小規模校の特性を生かして一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育を行い、大きな成果を上げている。

しかし、現行の公立高等学校配置計画等は、都市と地方の教育格差を一層助長するものであり、「地方を元気に」という、将来の国のあり方に逆行し、地方の教育環境の悪化と地域の過疎化に拍車をかけるものである。

このことから、「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的な見直しを次のとおり要請する。

記。

- 1、「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」を抜本的に見直しすること。
- 2、当面は特例二間口校を復活させること。
- 3、高等学校の教育水準を引き上げるため、小規模校（2学級以下）に30人学級を早期に実現し、併せて、小規模公立高等学校の教職員定数の改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、北海道知事、北海道教育委員会委員長。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

●小野木議長 日程第10 意見書案第4号持続可能な北海道畑作農業の確立に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第4号。

提出者、豊頃町議会議員、松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員、森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

持続可能な北海道畑作農業の確立に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

持続可能な北海道畑作農業の確立に関する意見書。

北海道・十勝の畑作農業は、麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょなど土地利用型作物を基本に、機械化一貫体系による合理的な輪作方式のもとで大規模な経営を行っている。

また、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょなどを始めとする北海道の畑作物は、加工用原料作物として、地域の製糖工場及びでん粉工場等と密接な関係のなかで、地域経済・社会を支える重要な役割を果たしている。

しかし、平成19年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策は、制度設計の不備などから所得減少と生産意欲の減退を招いており、特に、対象作物は生産拡大や品質向上に結び付かない仕組みのため、所得増大が図られない状況となっている。また、てん菜は、政策支援数量となる交付金対象数量に上限が設定されていることから、生産者の作付意欲を失わせている。

このため、野菜など他作物への作付転換が進み、これ以上作付転換が進むと畑作農業における適正な輪作体系が崩壊する恐れがある。

このような中で、新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、10年後に食料自給率を50パーセントまで引き上げる政策目標を掲げているが、北海道の畑作農業の生産力が十分に発揮されるか不透明な状況にある。

ついては、持続可能な北海道畑作農業の確立に向けて、生産現場の意見を十分踏まえ、万全な政策を講じられるよう次のとおり強く要望する。

記。

1、新たな食料・農業・農村基本計画の具体化に当たり、食料自給率の向上と多面的機能の維持、6次産業化に向けて、北海道における畑作農業の潜在生産力を最大限に発揮できるよう、総合的な生産振興及び経営安定政策を講ずること。

2、基本計画に基づいて作付された畑作物については、生産者努力が報われるよう多様な用途・需要に応じた万全な販路確保対策や地場産業の振興対策を講じるなど円滑かつ確実に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。

3、麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょなど土地利用型作物を基本に、適正な輪作体系の維持による持続可能な畑作農業を実現するため、必要な総合的な畑作物の戸別所得補償制度を講ずること。

4、無償で提供されている国土・環境の保全など畑地が持つ多面的機能に対し、耕作する全ての農地にその対価を直接支払う制度（農地面積支払）を創設すること。

5、畑作物の所得補償制度として、生産現場の実態に即した適正な販売価格と生産費用との差額を補填する直接支払いを行うこと。

また、生産者の努力が報われるよう自給率向上や良品生産などに対する加算措置を講ずること。

6、現行の土地利用型作物を基本とする畑作農業に新たな戦略的作物を導入して輪作年数を伸ばすなど、地域の土地条件に即した適正な輪作体系を確立するための支援策を創設すること。

7、減肥・減農薬栽培や耕畜連携による完熟堆肥投入など自然循環型畑作農業に対して直接支払制度を創設すること。

8、地域資源の保全、就業機会の拡大など、市町村が自主・自立の地域農政が行える支援策を講じること。

9、中山間地域等直接支払制度については、条件不利地政策として恒久化する措置を講ずること。

併せて、対象要件及び交付単価等の見直しを図り、地勢・気象・土地条件など農業生産における条件不利を補正（対象農業者に直接全額交付）する仕組みとすること。

10、持続可能な畑作農業の確立に向けて、国の責任として、必要な財源の安定的な確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により要望意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

- 小野木議長 日程第11 意見書案第5号北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

- 2番松崎議員 意見書案第5号。

提出者、豊頃町議会議員、松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員、森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書。

我が国の農業をめぐる情勢は、WTOや日豪EPAなど国際農業交渉が進む中で、担い手の減少や高齢化の進行など厳しさを増しており、加えて、農産物価格の下落や生産資材価格の高騰など農業者の努力だけでは解決できない課題に直面している。

こうした中、国においては、平成22年度における農業生産基盤整備事業等の予算額を交付金化の方向を取り入れながらも大幅に削減しており、昨年の冷湿害を受け新規地区として基盤整備事業を計画していた地域の農業者からは、営農計画に支障が出るのではなど不安の声が上がっていると同時に、農産物の高付加価値化に対応した生産・流通システムに係る施設整備を計画していた地域では、計画的な作付け拡大も含め多くの課題に直面している。

北海道の農業・農村は、これまで意欲ある専門的な担い手の育成を初め、農地・水等の資源の保全や農産物の効率的・安定的な供給に必要な生産・流通システムの整備、さらには、産地形成や付加価値向上に積極的に取り組んできたところであり、この結果、規模の大きな土地利用型の農業が展開されており、今後とも我が国の食料生産基地としての責任を果たすためには、農業・

農村地域に対する前向きな投資が継続的に必要である。

よって、国においては、本道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農ができるとともに、地域の個性を生かした多様な農業を展開できる実効ある施策が実現されるよう、次の事項について要望する。

記。

1、食料供給力の確保を図るためには、農地や農業水利施設の持つ機能を適正に発揮させる暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設及び草地基盤の整備を継続的に実施することが不可欠であることから、地域において計画されていた事業が実施できるよう、農業農村整備事業の必要な予算の確保を図ること。

2、生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るため、事業制度の弾力的な運用などによるコストの縮減や、地域の創意工夫を生かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討するとともに、地元負担の軽減について配慮すること。

3、食糧自給率向上や消費者・実需者のニーズに対応した農産物の効率的・安定的な生産・流通システムを確立するため、生産・流通の合理化、高付加価値化、環境対策など、地域が計画する施設整備のための必要な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第6号

●小野木議長 日程第12 意見書案第6号義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成23年度政府予算編成における教育予算の確保・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 意見書案第6号。

提出者、豊頃町議会議員、菅谷誠。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規、同上、長谷川勝夫、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成23年度政府予算編成における教育予算の確保・拡充を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成23年度政府予算編成における教育予算の確保・拡充を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。

国は、「地域主権戦略大綱」を制定するとしているが、その議論の中で国庫補助負担金の一括交付金化が議論されており、義務教育費国庫負担金が対象となっている。しかし、義務教育費国庫負担制度は、義務教育に必要不可欠なものであることから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を2分の1へ復元するなどの拡充が必要である。

また、学校現場における教職員数の拡充は喫緊の課題であり、小規模校が多い北海道では定数改善は特に重要である。

今年度の国の予算においては、「高校授業料無償化」と「子ども手当」が措置されたが、給食費、修学旅行費、ドリルなどの教材費や図書費など、その措置について地域格差が出ている。住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、教育予算の拡充が必要である。

これらのことから、義務教育費国庫負担制度の堅持、負担率の復元など教育予算の確保・拡充について次のとおり強く要望する。

記。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。

2、30人以下学級と教職員定数の改善を早期に実施すること。また、学校教育法第37条第3項を削除し、ゆとりのある教職員配置を実現すること。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実や学校施設整備、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣

府特命大臣（地域主権推進担当）。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第7号

●小野木議長 日程第13 意見書案第7号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第7号。

提出者、豊頃町議会議員、松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員、森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書。

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきている。

地域別最低賃金は、平成19年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」での合意を踏まえ、3年間で40円の引き上げとなった。

北海道では、昨年度11円の引き上げとなり、678円となっている。

しかし、法定労働時間満度に働いても北海道の場合は月額11万8千円弱、年額でも141万円程度にしかならず、生活保護額との乖離は未だ大きく、地域最低賃金の大幅な引き上げが喫緊

の課題である。

特に、北海道は非正社員比率が4割と高いため、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と全体の底上げは重要な課題となっている。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっては、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への改定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、北海道労働局長、北海道最低賃金審議会長。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第8号

●小野木議長 日程第14 意見書案第8号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 意見書案第8号。

提出者、豊頃町議会議員、菅谷誠。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規、同上、長谷川勝夫、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

世界同時不況に端を発した経済不況は依然深刻な状況にあり、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結び付けこれらの政策分野の充実・強化が求められている。今年度予算において地方交付税が増額されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要と考える。

このため、平成23年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次のとおり要望する。

記。

1、医療・福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成23年度地方財政計画・地方交付税総額の規模を拡大すること。

2、地方財政の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

3、今年度予算において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などに相当する額を恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるような環境整備を行うこと。

4、景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

- 小野木議長 日程第15 議案の派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

- 和田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、平成22年7月1日から同月2日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、全議員。

2、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日、平成22年8月19日から同月20日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議会広報特別委員4人。

以上です。

- 小野木議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

- 小野木議長 日程第16 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題としま

す。

議会運営委員会及び産業厚生常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第17 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日、閉会することに決定しました。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成22年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 1時37分 閉会